

## 1限目

# グローバル経済の中の日本

中地 宏 氏 LEC会計大学院教授 / 元日本公認会計士協会会長

Text by Nakachi Hiroshi

従来、会計制度に対する認識は「企業の財政状態及び経営成績を適正に示すツール」にとどまっていた。ところが90年代後半から「会計とは、企業経営の羅針盤である」、「会計を知らなくては経営は出来ない」という考えが広がり始め、今や、会計制度は経済社会の根幹をなす基本構造（インフラストラクチャー）であるという理解に至っています。

会計制度への認識がこのように変化した大きなきっかけは、経済のグローバル化であり、そこから派生した金融システム改革および会計ビッグバンです。今回は、その流れに焦点を当てて説明します。

## 1. 経済のグローバル化とは

経済のグローバル化とは、資本や労働力が国境を越えて活発に移動し、貿易や海外への投資が増大することによって、世界における経済的な結び付きが深まることを指します。企業の立場に立つと、原材料や労働力、資金の調達範囲が広がると同時に、そのスピードも加速化することを意味します。近年は、情報技術（IT）の革命的な進展により、インターネットを通じた情報伝達が飛躍的に発展し、物流や資金移動の加速化につながっています。

戦後世界を二分していた米ソ冷戦時代は、1990年の東西ドイツの統一、1991年のソビエト連邦の崩壊によって終わりを遂げ、旧ソ連・東欧陣営が一斉に西側の市場経済体制へ移行しました。また、1992年には中国が「社会主義市場経済」への移行を提唱したこともあり、市場経済の世界は急速に拡大しました。そこで先進国企業を先頭に各国企業が急速に、この拡大した世界市場をビジネスチャンスとして取り込もうと、経済活動をグローバル化させました<sup>1</sup>。

1980年代までは、先進国が途上国から原材料を調達し、工業製品を途上国へ輸出する取引形態が主流でしたが、1990年代以降、生産コストを大幅に引き下げたため、先進国間における生産分業も活発に進みました。例えば、自動車生産の場合、個々の部品をすべて一国で製造するのではなく、価格の安い国からそれぞれ調達し、生産工場のある国で組み立てるといった具合です。同時に、欧米では政府が貿易や投資に対する地域的な取り組みを強力に推進しました。1993年にはマーストリヒト条約に基づいて欧州連合（EU）が発足し、1999年には単

一通貨であるユーロが導入されました。米国でも1994年に北米自由貿易協定（NAFTA）が発効しました。

その結果、世界全体の財およびサービスの総輸出額<sup>1</sup>は、1990年の4.2兆ドルに対し、2000年には7.6兆ドルと、10年間で1.8倍に増えています。世界全体の直接投資残高<sup>2</sup>を見ますと、海外資本による国内投資である「対内直接投資」は、2000年に1.15兆ドルとなり、10年間で4.8倍の増加、自国資本が海外へ投資する「対外直接投資」は2000年で1.27兆ドルとなり、10年間で6.35倍と増加しています。

## 2. 日本におけるグローバル化の特徴

日本では、1991年にバブルが崩壊し、金融機関の不良債権、企業の再編、企業再生といった諸問題が次々と顕在化しました。その処理に追われる中で日本経済は停滞し、グローバル化も、欧米諸国に比べて緩やかな進展にとどまっています。経済のグローバル化が進展すれば、直接投資は対外的・対内的ともに増加するものと考えられますが、対外・対内直接投資の残高<sup>3</sup>は、2000年度において、それぞれ2.8千億ドル（対国内総生産比6.5%）・0.5千億ドル（同1.2%）となっており、先進国と言われる米国の26.2（28.1%）・28.0（30.1%）；英国の9.0（63.6%）・4.8（34.1%）；ドイツ国の4.2（20.0%）・2.5（12.0%）と比較して、極めて低い水準にあると言えます。

日本のグローバル化の進展が遅い理由のひとつに、行政府の厳しい規制および手厚い保護が挙げられます。第二次世界大戦後、日本は荒廃した国土や経済を、一刻も早く再建する必要がありました。そのために行政府が取った政策が、中央政府に権限を集中し、行政主導で価格競争を出来るだけ排除し生産拡大に専念させるというものでした。政府は、産業および金融の両セクターを厳しい規制下に置き、金融セクターが集めた資金を基幹産業へ融資するよう誘導しました。

日本企業の国際競争力が高まるにつれて、日米間の貿易不均衡を巡る摩擦が次第に激しくなり、ドル高を是正するため1985年、プラザ合意がなされ、急激な円高となりましたが、500億ドルを超える対米貿易黒字は解消されず、1989～1990年にかけて日米構造協議が開かれ、日本は規制緩和を強く推進することで合意しました。しかし、なかなか思うようには進展しなかったようです。

### 3. 金融システム改革

1980年代後半から欧米諸国に金融不安が広がり、これに対処すべく、1988年に、いわゆるBIS( Bank for International Settlements=国際決済銀行 )合意が成立し、国際業務に参加する金融機関は、健全性と安定性の確保のために自己資本比率を8%以上に保つべきこととされ、日本では法制化の上1993年3月期から実施されました。

当時、邦銀は、大蔵省の厳しい参入規制や業務規制によって安定的な収益を維持しており、対外的にも、1982年にはユーロ取引の中心であるロンドン市場における預金シェアは米国銀行を抜き、1986年には約4割<sup>4</sup>を占めるまでに至りました。しかし、BIS規制が始まると、日本の金融機関の中には自己資本比率が4%に満たないところも少なからずあり、早急に資本増強を図る必要に迫られました。増資したものの、同規制の水準に容易に追いつけず、自己資本比率を上げるために融資を抑制するなどしたため、景気の後退および企業の業績悪化を招き、かえって不良債権が増える悪循環となりました。同時に、バブル期の不動産向け過剰融資がバブルの崩壊とともに表面化し、不良債権はますます膨れ上がりました。1995年頃から、不良債権の処理が追いつかなくなった金融機関が市場から退場を迫られ、金融機関の早期は正措置の導入(1998年3月期)に伴う資産の自己査定の実施の影響もあり、1997年秋には、都市銀行の一角を担っていた北海道拓殖銀行が経営破綻したほか、金融市場の信認を失い、準大手の三洋証券が破綻し、四大証券会社のひとつの山一証券が自主廃業に追い込まれました。その結果、日本では深刻な金融システム不安が広がりました。

そこで、1998年に金融再生・早期健全化関連法が成立し、さらなる銀行の破綻に備えて「金融再生委員会」が設置され、金融機関の自己資本充実のために公的資金を投入する仕組みがつけられました。これによって不良債権処理と金融システム改革の諸施策が推進されました。

金融システム改革は、グローバル化の流れの中で、市場原理を中心にとらえて大胆に規制緩和し、金融取引の透明性を高めるための運動として進められたのです。

### 4. 会計制度の認知

前述した1997年秋の大型金融機関の経営破綻をきっかけに、欧米諸国から日本の会計基準や公認会計士監査制度に対する信頼性を疑問視する声がクローズアップされるようになりました。経営破綻した企業の直前の決算期の財務諸表を見ると、いずれも、財政状態に問題なく、監査人から適正意見<sup>5</sup>が出されていたためです。

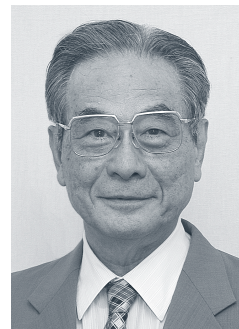
実態は多額の債務超過に陥っていたにもかかわらず、表面上は健全な財務状態を保っていた理由のひとつに、不良債権を親会社から子会社へ移す方法がありました。当時の日本では、個別財務諸表を主体とする開示が主流だったため、このような企業集団の実態を反映しない処理が許されていたのです。

そこで1999年3月、ディスクロージャー制度の骨格をなす企業内容等の開示に関する政令等ならびに財務諸表等の監査に関する政令等が、連結情報を中心とした制度確立のために、大幅に改正されました。加えて、従来、諸規則の取扱いを詳細に記していた取扱要領および取扱通達が、法的拘束力の希薄なガイドラインとして全面的に見直されました。それ以降、途中において会計基準設定主体が企業会計審議会から民間・常設の財務会計基準機構に移管されるとともに、日本の会計基準は次々と改訂され(会計ビッグバン)、2003年の「企業結合に係る会計基準」をもって、一応の完成をみました。こうして完成した日本の会計基準は、国際場裡において、30年の永きにわたって資本市場の動向を反映しながら徐々に築き上げられてきた会計基準と比較しても遜色のないものとなっています。

各企業が開示する財務諸表も、会計ビッグバンの進展に伴って信頼性を増し、今や、会計制度は日本経済のインフラストラクチャーとなっていることが、社会から認知されたのです。

- 1 三橋規・池田吉紀・内田茂男『ゼミナール日本経済入門 2004年度版』(日本経済新聞社・2004)
- 2 松村文武・藤原貞男・関下稔・田中素香『現代世界経済をとらえる Ver.4』(東洋経済新報社・2003)
- 3 経済産業省・対外経済政策総合サイト「我が国の直接投資に関するQ&A」([http://www.meti.go.jp/policy/trade\\_policy/](http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/))
- 4 経済企画庁「昭和63年度年次経済報告」(<http://wp.cao.go.jp/zenzai/wp-je88/wp-je88-00it.html>)
- 5 ある種の保証行為であり、財務諸表の信頼性が高いとの意見を監査人が表明すること。ただし、当時は企業の継続性についての意見表明は制度として求められていなかった。

1932年生まれ。1954年3月東京大学経済学部卒業。1957年6月米国ペンシルバニア大学ウォートン大学院卒業(MBA取得)。1959年6月米国ペンシルバニア大学経済学部大学院修了。1962年4月下地公認会計士事務所勤務。1965年10月公認会計士登録。1969年11月等松・青木監査法人に勤務(アメリカ合衆国居住)。1972年、日本人の公認会計士として初の米国公認会計士となる。1978年3月同監査法人代表社員就任(帰国)。1996年11月黄綬褒章受章。1997年8月監査法人ナカチを設立。代表社員(現職)ナカチ経営研究所会長(現職)ナカチ公認会計士事務所会長(現職)。1998年4月中央大学大学院国際企業関係法研究科客員教授。同年7月～2001年7月日本公認会計士協会会長。1998年7月～2001年8月金融庁公認会計士審査会委員。1998年6月～2001年1月金融再生委員会委員。1999年6月～2002年5月東京都参与。1999年12月～2001年1月法務省法制審議会商法部会委員。2000年9月2～2003年10月財務省税制調査会特別委員。2001年1月～2002年2月法務省法制審議会臨時委員。2002年4月勲三等旭日中受章。著書に『会計基準の改革と日本経済』(日本証券経済研究所・2001)、『現代監査の苦悩と挑戦-環境の変化のもとで、我が国監査制度展開の方向を探る』(『会計』1994年12月号)など多数。



2限目  
グローバル化への過程において

3限目  
IASBから  
IASBへの組織変更

4限目  
公会計が語るもの

5限目  
組織活動を律する諸法令

6限目  
組織活動と経営管理

7限目  
会社の規模と会計基準

8限目  
結論と補遺